

別表 1

町が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	3,000㎡以下		3,000㎡超		
	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超		【各建築物共通】	
	2階建て以下	3階建て			
学校	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	3階建て以下のものは、延焼を防止する防火壁等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ、3,000㎡以内にする措置や、必要な防火措置を行い木造とする。	<p>次の全ての条件を満たすこと。ただし特殊な用途に用いるもの等でこの条件では入手が困難な場合を除く。</p> <p>①合法性、持続可能性が証明された木材</p> <p>②北海道内で生産し加工されたことが証明された木材</p> <p>③JAS製品</p>
保健福祉施設（保健福祉センター等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下で、2階部分が、200㎡未満のものに限る。	
医療施設（病院、診療所等）	入院施設あり	必要な防火措置を行い木造とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	—	
運動施設（体育館等）	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	—	
社会教育施設（図書館等）	3階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階建てのものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	—	
集会場	2階建て以下で客席が200㎡未満のものは、木造とする。	客席が200㎡未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。	—	※2階建て以下で客席が200㎡未満のものに限る。	
町営住宅 職員住宅	3階建て以下のものは、木造（2階部分が、300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	—	—	
庁舎 研修所	3階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	—	
宿泊施設（研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	
倉庫	3階建て以下で3階部分の床面積の合計が200㎡未満のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	—	※3階部分は、200㎡未満のものに限る。	

- (1) 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
- (2) 防火地域及び準防火地域であって、木造化が困難な場合は除く。
- (3) 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合は除く。
- (4) 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。
- (5) 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。
- (6) 建築物の規模のうち、3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すとおりとする。